役員退職手当支給規程改正のポイント

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号。）
「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成 24 年８月７日閣議決定）

法　人　名	現　　行	改　正　後
北方領土問題対策協会	（退職手当の支払方法） 第３条　退職手当は、他の法令の別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程の定めにより支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、法令で定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。 ２　退職手当は、役員が退職した日から起算して１月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に係る退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。 （退職手当の額） 第４条　退職手当の額は、在職期間１月につき、役員が退職の日におけるその者の俸給月額に 100 分の 12.5 の割合（以下、この条において「業績割合」という。）を乗じて得た額に独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第６条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）１月につき、退職の日における異なる役職ごとの俸給月額に業績割合を乗じて得た額に委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。 ２　業務勘案率は、別表第１に定めるところによる。	（退職手当の支払方法） 第３条　退職手当は、他の法令の別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程の定めにより支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、法令で定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。 ２　退職手当は、役員の退職に係る業績勘案率の決定通知を受けた日から起算して１月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に係る退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。 （退職手当の額） 第４条　退職手当の額は、在職期間１月につき、役員が退職の日におけるその者の俸給月額に 100 分の 12.5 の割合（以下、この条において「業績割合」という。）を乗じて得た額に独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額に、100 分の 97 の割合を乗じて得た額とする。ただし、第６条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）１月につき、退職の日における異なる役職ごとの俸給月額に業績割合を乗じて得た額に委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額に、100 分の 97 の割合を乗じて得た額の合計額とする。 ２　業務勘案率は、別表第１に定めるところによる。 平成25年３月15日より施行